0

 \bigcirc

愛 媛 県 報

発行 愛媛 媛県

第1528号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1 月30日金曜日 第1528号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許	
可申請の概要	89
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の	
変更の許可申請の概要(2件)	90
介護機関の指定	92
指定介護機関の廃止の届出	92
介護機関(居宅介護事業者)の指定	92
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定	93
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(4件)	93
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更(2件)	94
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	95
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出	95
指定居宅支援事業者の指定(3件)	95
指定居宅サービス事業者の指定	96
指定居宅介護支援事業者の指定	97
指定介護療養型医療施設の指定	97
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更	97
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更	97
指定居宅サービス事業の廃止	98
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更	98
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)	99
解除予定保安林(3件)	100
漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃	
止の一部改正	100
収用及び使用の手続の開始	100
道路の区域変更(県道柳沢新谷停車場線)	100
道路の供用開始 (")	101
道路の区域変更(県道蔣淵下波線)	101
開発行為に関する工事の完了	101
正誤	
平成15年10月17日付け第1501号愛媛県告示第1999号 (瀬戸内海	
環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の	
概要 / 中	101

示

○愛媛県告示第 164 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新 居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 東京都港区新橋五丁目11番3号 住友金属鉱山株式会社 代表取締役 福島孝一

- 2 事業場の名称及び所在地 新居浜市西原町三丁目5番1号 住友金属鉱山株式会社ニッケル工場
- 3 特定施設に関する事項

特定施言	殳の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令 第 188 号。以下「政令」という。)別 表第 1 第62号 ホ廃ガス洗浄施設
特定施言	ひの能力	1 分当たり 4 ノルマル立方メートル処理
工事の着手	予定年月日	許可後直ちに
工事の完成	予定年月日	着手後1ヶ月
使用開始の	予定年月日	完成の翌日
特定施設の個	使用時間間隔	連続
特定施設の 1 用時間	日当たりの使	24時間
特定施設の使 動の概要	用の季節的変	無 し
特定施設か	水素イオン	通常 1
ら排出され	濃度(水素 指数)	最大 0
る汚水等の	化学的酸素	N7.44
汚染状態の	要求量(単位 1リッ	通常 10
値	トルにつき ミリグラム)	最大 15
	浮遊物質量 (単位 1 になり)	通常 20,000
	つきミリグ ラム)	最大 30,000
	<u> </u>	通常 3
	リットルに つきミリグ	虚市 5
	ラム)	
	りん含有量 (単位 1	通常 0.1
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 0.1
 汚水等の1E	日当たりの量	通常 10
(単位 立力	ラメートル)	最大 10

4 汚水等の処理施設に関する事項

設	置年月日		日	昭和50年7月10日			
処	理	施	設	Ø	種	類	化学処理
処	理	施	設	の	型	式	中和凝集沈殿法
処	理	施	設	の	構	造	鉄製 + ゴムライニング

処理施設0	D主要寸法	縦 26メートル 横 53メートル 高さ 9メートル	
処 理 施 記	ひの能力	1日当たり1,300立方	メートル処理
汚水等の処	処理の方式	中和凝集沈殿	
処理施設の修	使用時間間隔	連続	
処理施設の1 用時間	日当たりの使	24時間	
処理施設の使 動の概要	用の季節的変	無し	
処理施設に	項目	処 理 前	処 理 後
よる処理前	水素イオン濃度(水素	通常 1~12 追	五常 7
の汚水等の	指数)	最大 1~12	是大 5.0~9.0
汚染状態の	化学的酸素 要求量(単	通常 9.0 追	通常 9.0
値 	位 1リッ トルにつき ミリグラム)	最大 99	曼大 99
	浮遊物質量 (単位 1	通常 2 240 道	通常 25
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 4,000	曼大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常 19.9 追	通常 19 9
	つきミリグ ラム)	最大 20	是大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常 0.3 追	通常 0.3
	リットルに つきミリグ ラム)	最大 15	是大 15
汚水等の1 日	日当たりの量	通常 1,100 追	通常 1 ,100
(単位 立方	ラメートル)	最大 1,300	是大 1,300

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
 - (1) 南排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7 5 0~9 0
	化学的 要求 位 り り し い に つ り ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	通常最大	
	浮遊物 (リッ リッ ラム) ラム)	通常最大	
	室 素 単 リッき リッき ラム ラム		13 3 15 .1
	りん含有量 (単位 ルー リッき ラム)	通常最大	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)			8 235 9 745

(2) 北排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度(水素	通常	
米が恋の値	指数)	取入	5 D~9 D
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	3.0
	トルにつき ミリグラム)	最大	3 9
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに	通常	20
	つきミリグ ラム)	最大	40
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	3
	っ ー ルに つきミリグ ラム)	最大	6
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	0 .1
	っ ー ルに つきミリグ ラム)	最大	0.8
汚水等の1日当たりの量		通常	8 ,120
(単位 立7	ラメートル)	最大	9 ,630

○愛媛県告示第 165 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び東予市役所において告示の日 から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1 月30日

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 フジボウ愛媛株式会社 東予市大新田 272 番地 代表取締役社長 橋本光彦
- 2 事業場の名称及び所在地 フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場 東予市大新田 272 番地
- 3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1号第19号チ、第64の2号イ及びロ
- 4 変更しようとする事項の内容 汚水等の処理の方法
- 5 汚水等の処理施設に関する事項

		变。	巨 前	变。	更 後
処理施設の	主要寸法	ばっ気槽 2,900立7 ル		生物処理 4,077立プ ル	
処理施設の能力 1日当たり6,920 トン処理				1日当た トン処理	
汚水等の処	理の方式		+ 中和ば 沈中和活 式	自然沈降 + 嫌気 - 好気浮遊循環式生 物処理方式	
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
15.7 ドカリ 1甲2名	水素イオン濃度(水素	通常 7.0~8.5 最大	通常 7.0~8.5 最大	通常 7.0~8.5 最大	通常 7.0~8.5 最大
の汚水等の	指数)	-11-47	5.1~8.9	-11-47	

汚染状態の	化学的酸素	通常	通常	通常	通常
法	要求量(単 位 1リッ	60	24 &	60	21 2
値	トルにつき	最大	最大	最大	最大
	ミリグラム)	100	39 &	100	31 ,0
	浮遊物質量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1	86	42.8	86	42 8
	リットルに つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	(ラム) (116	57 &	116	57 <i>&</i>
	窒素含有量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1 リットルに	56.3	56 3	56.3	17 .7
	りゅドルに つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	120	120	120	27 ,0
	りん含有量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1 リットルに	0.5	0.5	0.5	0.5
	りゅドルに つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	1	1	1	1
S- 1.55			通常	通常	通常
汚水等の1日	汚水等の1日当たりの量		1 ,555	1 ,555	1 ,555
(単位 立方	5メートル)	最大	最大	最大	最大
(+ 12 22)	32. 170)	1 ,940	1 ,940	1 ,940	1 ,940

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
 - (1) 第一排水口

項目	变	更前	变	更後
水素イオン	通常	7.0~8.5	通常	7.0~8.5
指数)	最大	5.1~8.9	最大	5 .1 ~ 8 .9
化学的酸素 要求量(単 位 1川ッ	通常	24 8	通常	21 2
レー・ファイン トルにつき ミリグラム)	最大	39 84	最大	31
浮遊物質量 (単位 1	通常	42 82	通常	42 .82
つきミリグ ラム)	最大	57 <i>.</i> 77	最大	57 .77
窒素含有量 (単位 1	通常	56 3	通常	17 .7
った! つきミリグ ラム)	最大	120	最大	27
りん含有量 (単位 1	通常	0 5	通常	0.5
ラントルに つきミリグ ラム)	最大	1.0	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量		1 ,555	通常	1 ,555
5メートル)	最大	1 ,940	最大	1 ,940
	水 濃 指 化要位トミ 浮(リつラ 窒(リつラ り(リつラ 当素 度 数 学求 ルリ 遊単ッきム素単ッきム ん単ッきム たす 水 酸(リつラ 質 ルリ 有 ルリ 有 ルリ の か 最 の で か し か し か し か し か し か し か し し か し か し	水 濃 指 化要位トミ 淳(リつラ 室(リつラ リ(リつラ 当	水素度()	水素イオン 濃度(水素 指数) 化学球量(リットミリグラム) 同常 24 8 最大 5.1~8 9 最大 5.1~8 9 最大 5.1~8 9 最大 5.1~8 9 最大 通常 24 8 最大 39 84 最大 39 84 最大 57 .77 最大 57 .77 室素位 ルリウラム) 室素位 ルリグラム) 音(リッきム) 音(リッき) の含位 ルリグラム) 音(リットミ) の合体 1 リンラム) ほ常 120 最大 120 最大 120 日本 最大 120 日本 最大 120 日本 最大 120 日本 最大 120 日本 日本 日

(2) 第二排水口 変更無し

○愛媛県告示第 166 号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第 110号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定に基づく 特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に 規定する書面は、愛媛県庁及び伊方町役場において告示の日 から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 香川県高松市丸の内2番5号

- 四国電力株式会社 取締役社長 大西 淳
- 2 工場・事業場の名称及び所在地 四国電力株式会社 伊方発電所 西宇和郡伊方町九町コチワキ3番耕地40の3
- 3 特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第 1 第72号
- 4 変更しようとする事項の内容 排出水の汚染状態及び量等の変更
- 5 汚水等の処理施設に関する事項
 - 1・2号機総合排水処理装置

		変 更 前		变	更 後
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前	化学的酸素	通常	通常	通常	通常
及び処理後	要求量(単位 1リッ	84	10	84	6 26
の汚水等の	トルにつき	最大	最大	最大	最大
037373113 03	ミリグラム)	86	15	86	15
汚染状態の	室素含有量	通常	通常	通常	通常
値	(単位 1 リットルに	27	27	27	11 25
	つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	45	45	45	40
	りん含有量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1 リットルに	2	2	2	66. 0
	つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	2	2	2	1
		通常	通常	通常	通常
汚水等の15	日当たりの量	1 <i>4</i> 73	1 <i>4</i> 73	1 <i>4</i> 73	1 <i>4</i> 73
(単位 立方	ラメートル)	最大	最大	最大	最大
(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,	1 ,692	1 ,692	2 ,025	2 ,025

3号機総合排水処理装置

		変 更 前		变,	更 後
処理施設に	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前	化学的酸素	通常	通常	通常	通常
及び処理後	要求量(単 位 1リッ	94	10	94	6 26
の汚水等の	レー・シットルにつき ミリグラム)	最大 95	最大 15	最大 95	最大 15
汚染状態の	窒素含有量	通常	通常	通常	通常
値	(単位 1 リットルに	27	20	27	11 25
	つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	45	40	45	40
	りん含有量	通常	通常	通常	通常
	(単位 1 リットルに	1	1	1	0 .66
	つきミリグ	最大	最大	最大	最大
	ラム)	1	1	1	1
\		通常	通常	通常	通常
汚水等の15	日当たりの量	1 ,065	1 ,065	1 ,065	1 ,065
(単位 立方	ラメートル)	最大	最大	最大	最大
(, = = /		1 ,515	1 ,515	2 ,845	2 ,845

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び 最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
 - 1、2号機放水口

汚水等の汚	項目	変	更	前	变	更	後	
染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		通常	7.8~	8.3	通常	7.8~	8.3
			最大	7.8~	8.3	最大	7 8 ~	8 3

	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ	通常	1 5	通常	1 5
	ルーリットルにつき ミリグラム)	最大	2.0	最大	2.0
	浮遊物質量	通常	3 未満	通常	3 未満
	リットルに つきミリグ ラム)	最大	3 未満	最大	3 未満
	窒素含有量 (単位 1 リットルに	通常	0 2	通常	0 2
	りゅドルに つきミリグ ラム)	最大	0 4	最大	0 4
	りん含有量 (単位 1 リットルに	通常	0 .02	通常	0 .02
	っちいん つきミリグ ラム)	最大	0 .04	最大	0 .04
汚水等の1日当たりの量		通常	6 533 313	通常	6 533 313
(単位 立方メートル)		最大	6 533 532	最大	6 533 865

3号機放水口

汚水等の汚	項目	変	更前	変 更 後
染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)		7 8~8 3 7 8~8 3	通常 78~83 最大 78~83
	化学 要 位 1 リッ も トルに ラム ミリグラム)	通常最大		通常 15 最大 2.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットリン ラム)		3未満3未満	通常 3未満 最大 3未満
	室 素 単 り ッ き い う ら し い う ら く り う ら く り う ら ら り う ら う ら う ら う ら う ら う う ら う ら	通常最大	0 2 0 <i>4</i>	通常 02 最大 04

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.02 最大 0.04	通常 0.02 最大 0.04
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5 ,617 ,065 最大 5 ,617 ,475	通常 5 617 065 最大 5 618 845

備考 この他に、雨水排水口が12箇所ある。

○愛媛県告示第 167 号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の2第1項の 規定により、介護機関を次のように指定した。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
医療法人鈴木外	医療法人鈴木外	北宇和郡吉田町大字北	平成15年
科	科	小路甲96番地 2	12月 8 日

○愛媛県告示第 168 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の 規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出 があった。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介語	養機関	₹の4	3称	開記	没者 は	の 氏 名	名称	所	在	地	廃年	月	止日
鈴	木	外	科	鈴	木	勝	博	北宇和 小路甲]郡吉田町 196番地 2	大字北	平月 12月	戊15 月 8	年 日

○愛媛県告示第 169 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した

平成16年 1 月30日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	指定年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
医療法人大志会	八幡浜市古町一丁目6番12号	訪問介護事業所うちこ園	喜多郡内子町知清544番地	平成15年12月15日
医療法人鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路 甲96番地 2	医療法人鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路 甲96番地 2	平成15年12月 8 日
有限会社介護センター津島	北宇和郡津島町北灘乙2041 番地	介護センター津島指定訪問 介護事業所	北宇和郡津島町北灘乙2041 番地	平成15年11月14日
株式会社幸燿	香川県高松市田村町948	株式会社幸燿愛媛事業部新 居浜営業所	新居浜市田所町 2 - 25	平成15年11月 4 日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目 9番 9号	デイサービスのんびりさん	新居浜市桜木町8番37号	平成15年11月18日
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番 9号	中萩診療所	新居浜市萩生1061	平成16年1月7日

○愛媛県告示第 170 号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関(居宅介護支援事業者)を次のように指定した。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	指定年月日
介護支援事業者) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	拍 足 年 月 口
医療法人大志会	八幡浜市古町一丁目 6 番12 号	居宅介護支援事業所うちこ園	喜多郡内子町内子丙18番地 17	平成15年12月15日
有限会社介護センター津島	北宇和郡津島町北灘乙2041 番地	介護センター津島指定居宅 介護支援事業所	北宇和郡津島町北灘乙2041 番地	平成15年11月14日

○愛媛県告示第 171 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目 8 番35号	(変更後) おかげさん (変更前) 介護ショップおかげさん	- 今治市東村五丁目 8 番35号	平成15年11月 1 日
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番 地 3	(変更後) 株式会社トーカイ訪問入浴 サービス今治出張所 (変更前) 株式会社トーカイ今治出張 所	_ 今治市桜井二丁目甲1582 - 1	平成15年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 172 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 介 護 事 業 者) の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変 更 年 月 日
介護事業者)の 名	所 在 地	名 称	所 在 地	2 C + /) L
株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番	株式会社トーカイ訪問入浴	(変更後) 今治市東村南二丁目 2 - 13	平成15年 7 月28日
体式芸社ドーガイ	地 3	サービス今治出張所	(変更前) 今治市桜井二丁目甲1582 - 1	十成15年 / 月26日
社会福祉法人恩賜財団済生	 	済生会今治訪問介護事業所	(変更後) 今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月 1 日
会支部愛媛県済生会		さいせい	(変更前) 今治市喜多村七丁目 2 番41 号	平成15年12月1日
社会福祉法人恩賜財団済生	₩.J.★.★. ヹ ゚゚゚゚ヹ゠ヹヿ゠゙゚゙゚゚	 済生会今治訪問看護ステー	(変更後) 今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月 1 日
会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目 6 - 23 	ション	(変更前) 今治市喜多村七丁目1番6 号	〒JJG 12月 1日

○愛媛県告示第 173 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所

の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	· 変 更 年 月 日
介護事業者)の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
吉田興産有限会社	(変更後) 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地 2	・ 介護福祉サービスさくら	(変更後) 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地 2	平成15年11月4日
口四类性行权云社	(変更前) 北宇和郡広見町芝42番地 3	川藤畑仙り一こ人ごくり	(変更前) 北宇和郡広見町芝42番地 3	十成15年11月4日

○愛媛県告示第 174 号

生活保護法(昭和25年法律第 144 号)第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日
名 表 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1	所 在 地	名 称	所 在 地	复 史 牛 月 口
吉田興産株式会社	(変更後) 北宇和郡広見町大字内深田 1067番地 2 (変更前) 北宇和郡広見町芝42番地 3	グループホームさくら	北宇和郡広見町内深田1067 番地 2	平成15年11月 4 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	(変更後) 松山市山西町997番地 1 (変更前) 松山市大手町二丁目 6 - 23	済生会今治訪問介護事業所さいせい	今治市北日吉町一丁目 7 番 43号	平成15年12月 2 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	(変更後) 松山市山西町997番地 1 (変更前) 松山市大手町二丁目 6 - 23	済生会今治訪問看護ステー ション	今治市北日吉町一丁目 7 番 43号	平成15年12月 2 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	(変更後) 松山市山西町997番地 1 (変更前) 松山市大手町二丁目 6 - 23	済生会今治老人保健施設希 望の園	今治市喜多村七丁目 1 番 6 号	平成15年12月 2 日

○愛媛県告示第 175 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の居宅介護 支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅)介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	変 更 年 月 日
介 護 支 援 事 業 者) の 名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人恩賜財団済生		 済生会今治指定居宅介護支	(変更後) 今治市北日吉町一丁目7番 43号	平成15年12月 1 日
会支部愛媛県済生会	松山市大手町二丁目 6 - 23 	援事業所さいせい	(変更前) 今治市喜多村七丁目 1 番 6 号	平成15年12月1日

○愛媛県告示第 176 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成16年 1 月30日

介護機関(居宅介護支援事業者)	主たる事務所の	居宅介護支援事	業を行う事業所	·变更年月日
の名が	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人恩賜財団済生	(変更後) 松山市山西町997番地 1	済生会今治指定居宅介護支	今治市北日吉町一丁目 7番	₩ # 4F / F42 P 2 P
会支部愛媛県済生会	(変更前) 松山市大手町二丁目 6 - 23	援事業所さいせい	43号	平成15年12月 2 日

○愛媛県告示第 177 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止年月日		
介護事業者)の	所 在 地	名 称	所 在 地	廃止年月日
鈴 木 勝 博	北宇和郡吉田町大字北小路 甲96番地	鈴木外科	北宇和郡吉田町大字北小路 甲96番地 2	平成15年12月 8 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目 8 番 5 号	株式会社コムスン今治ケア センター	今治市末広町 2 - 3 - 15	平成14年 9 月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目 8 番 5 号	株式会社コムスン北条ケア センター	北条市久保395 - 13	平成12年 9 月30日

○愛媛県告示第 178 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 機 関 (居 宅 介護支援事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介護す	支援事業を行う事業所	廃止年月日
介護支援事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地	展 正 牛 月 日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	株式会社コムスン今治ケア センター	今治市末広町2-3-15	平成14年 9 月30日
株式会社コムスン	東京都港区六本木四丁目 8 番 5 号	株式会社コムスン北条ケア センター	北条市久保395 - 13	平成12年 9 月30日

○愛媛県告示第 179 号

児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成16年 1 月30日

声	指	定	居	宅	支	援	事	業	ŧ	者	# 1/7 n 45*5	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	指	定	
事業者番号	名		称	主の		事 務 所 在 地		代表者の氏名				サービスの種類	名			称		所	在	Ξ	地	指年月	定日
38000300106115	株式会	社コム	スン	東京都丁目1	都港区 10番 1	六本木 号	六	f [コ 雅	博	児童居宅介護	株式名和島名					宇和島 3 - 2		伯町	J2 -	平成1月		
38000300107113	株式会	社コム	スン	東京都丁目1	都港区 10番 1	<u>六</u> 本木 号	六	f [1 雅	博	児童居宅介護	株式:	会社: 保山:	コムニ	スンクセンク	5 5	今治市 目 1 番	天保 3		三丁	平成1月		
38000300108111	株式会	社コム	スン		都港区 10番 1	六本木 号	六	f [1 雅	博	児童居宅介護	株式会					川之汩 番地 1	市上	分町	Ţ358	平成1月	16年 15日	
38000300109119	有限会	社糸山	タクシ	今治ī 地 1	市高部	7甲154額	香走	或 智		惇	児童居宅介護	糸山4	ケア!	ナーリ	ビス		今治市 地 1	高部	3甲15	54番	平成1月		
38000300110117	有限会	社ライ	ズ		島市佐 番13号	伯町一 け	丁盲	富永	K	綾	児童居宅介護	ヘル	パース	ステ・	ーショ		宇和島目1番	市佐 13号]一丁	平成1月		

38000300111115 有限会社アシストャパン	ジ 松山市久米窪田町11 64番地3	高橋	滅 児童居宅介護 アシストジャパンへ 新ルパーステーション 12		平成16年 1月15日
----------------------------	-----------------------	----	----------------------------------	--	----------------

○愛媛県告示第 180 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指	定	居	宅	支	援	事	į.	業	者	:	サービスの種類	指	定	居 宅	3	支 援	事	業	所	指定
尹未白田与	名		称	主の	たる§ 所	事務所 在 地		代	表者の	の氏:	名	リーこ人の作料	名		和	i r	所	在		地	指 定年月日
38000100120118	株式会	性コム.	スン		郭港区 0番 1	:六本木 号	六	折		雅	博	身体障害者居 宅介護	株式会 治天保 一				今治市 目 1 番	天保 音3	山町	三丁	平成16年 1月15日
38000100121116	株式会	性コム.	スン	東京都丁目1	邹港区 0番 1	:六本木 号	六	折		雅	博	身体障害者居 宅介護	株式会 国中央				川之江番地 1	[市上	分町	358	平成16年 1月15日
38000100122114	有限会社	社糸山·	タクシ	今治ī 地 1	市高部	7月154	番	越	智		惇	身体障害者居 宅介護	糸山ケ	アサ	ービス	ζ	今治市 地 1	高部	甲15	54番	平成16年 1月15日
38000100123112	有限会	社ライ.	ズ		島市佐 番13号	伯町一	-丁	富	永		綾	身体障害者居 宅介護	ヘルパ ンここ		テーシ	/ 3	宇和島目1番			一丁	平成16年 1月15日
38000100124110	有限会を	性アシ.	ストジ	松山ī 64番 ^は	市久米 也 3	:窪田町	Г11	高	橋		誠	身体障害者居 宅介護	アシス ルパー 東予				新居浜 12 - 4		雲町	2 -	平成16年 1月15日

○愛媛県告示第 181 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

市状之平口	指	定居	宅	支	援	サービスの	ユージュの紙料	指	定	居	宅	支 援	事	業	所	指 定年月日				
事業者番号	名	称	主の	たる 所	事 務 所 在 地		代表	者の	の氏行	名	サービスの種類	名			称	所	:	在	地	指 定年月日
38000200141113	株式会社	コムスン	東京丁目	都港区 10番 1	☑六本木 号	六	折〔	П	雅	博	知的障害者居 宅介護	株式会 和島ク				宇和3 -	島市 [,] 21	佐伯	町2 -	平成16年 1月15日
38000200142111	株式会社	コムスン	東京丁目	都港区 10番 1	☑六本木 号	六	折〔	П	雅	博	知的障害者居 宅介護	株式会治天保				, 分泊	市天 番3	保山	町三丁	平成16年 1月15日
38000200143119	株式会社	コムスン	東京丁目	都港区 10番 1	【六本木 号	六	折「	П	雅	博	知的障害者居 宅介護	株式会国中央						上分	町358	平成16年 1月15日
38000200144117	有限会社	糸山タクミ	ク治地 1	市高部	『甲154	番	越	智		惇	知的障害者居 宅介護	糸山ケ	アナ	† —	ビス	今治 地 1	市高	部甲	154番	平成16年 1月15日
38000200145114	有限会社	ライズ	宇和目 1	島市佐 番13号	5伯町一 5	丁	富	永		綾	知的障害者居 宅介護	ヘルノンここ		ステ	ーショ		島市 [·] 番13·	佐伯 号	町一丁	平成16年 1月15日
38000200146112	有限会社ャパン	アシスト	が 64番	市久米 地 3	(窪田町	11	高村	喬		誠	知的障害者居 宅介護	アシス ルパ- 東予					浜市 44	東雲	町2 -	平成16年 1月15日

○愛媛県告示第 182 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成16年1月30日

介護保険	指定居宅サービスの思想を表現しま	開設者の主たる 事務所の所在地 又 は 住 所	サービスの種類	指定居宅サー	- ビス事業所	指定年月日
事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称 又は氏名	文 は 住 所	ソーレ人の程料	名 称	所 在 地	相处平月口
3810210603	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	通所リハビリテ ーション	社会福祉法人恩賜財団 済生会今治第二病院	愛媛県今治市北日吉町 一丁目 7 番43号	平成15年12月 1 日
3870300518	有限会社ライズ	愛媛県宇和島市佐伯町 一丁目 1 - 13	訪問介護	ヘルパーステーション こころ	愛媛県宇和島市佐伯町 一丁目 1 - 13	平成15年12月 1 日
3870103425	株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	訪問入浴介護	株式会社コムスン松山 東部ケアセンター	愛媛県松山市北久米町 560 - 3	平成15年12月4日
3871000349	株式会社ケアメイツ・ ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁 目5番5号	訪問介護	アトムケアサポート伊 予	愛媛県伊予市下吾川15 13 - 4	平成15年12月4日

3870103722	有限会社アイファミリー	愛媛県松山市今在家一 丁目11番12号	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームファミ リー	愛媛県松山市北梅本町 甲3264	平成15年12月19日
3870200817	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町 一丁目2番20愛媛県警 備ビル4階	訪問介護	愛警サービス株式会社	愛媛県今治市北宝来町 一丁目2番20愛媛県警 備ビル4階	平成15年12月19日
3870103730	社会福祉法人喜久寿	愛媛県温泉郡重信町北 野田533 - 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームウェル ケアみどろ	愛媛県松山市水泥町13 2番地 1	平成15年12月24日
3870103748	社会福祉法人喜久寿	愛媛県温泉郡重信町北 野田533 - 1	通所介護	指定通所介護事業所ディサービスセンターウェルケアみどろ	愛媛県松山市水泥町13 2番地 1	平成15年12月24日
3870300534	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津 甲407	福祉用具貸与	株式会社丸三	愛媛県宇和島市坂下津 甲407	平成15年12月25日

○愛媛県告示第 183 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅介護支援	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介言	雙 支 援 事 業 所	· 指定年月日
事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	ソーこ人の種類	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
3870200809	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	居宅介護支援	在宅介護支援センター さいせい	愛媛県今治市喜田村 7 - 1 - 6	平成15年12月 1 日
3870300526	介護サービスあすなろ 有限会社	愛媛県宇和島市本町追 手二丁目 1番41号	居宅介護支援	介護サービスあすなろ 有限会社	愛媛県宇和島市本町追 手二丁目 1番41号	平成15年12月19日
3871000356	有限会社たちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地 2	居宅介護支援	居宅介護支援事業所ハ ートフルたちばな	愛媛県伊予市灘町136 番地 2	平成15年12月24日
3870200825	有限会社いよ路サービス	愛媛県今治市鯉池町一 丁目 1 番22号	居宅介護支援	有限会社いよ路サービ ス	愛媛県今治市鯉池町一 丁目 1 番22号	平成15年12月25日

○愛媛県告示第 184 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定した。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険		開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定介護療	· 型 医 療 施 設	1 指定年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	プログログリ主人祭	名 称	所 在 地	JA & 771 L
3813028077	新宮村	愛媛県宇摩郡新宮村大 字新宮461番地	介護療養型医療 施設	新宮村国民健康保険診 療所	愛媛県宇摩郡新宮村新 宮50番地	平成15年11月1日

○愛媛県告示第 185 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

人类但除	指定居宅サービス	開設者の主たる	<u>ш</u> 12-э	指定居3	宅 サ ー ビ	ス事業所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	サービスの 種 類	名	称	所 在 地	届 出 年月日
子 术日田 J	名称又は氏名	文は住所	07 1 <u>E</u> 75	変 更 前	変 更 後	771 11 78	1 /3 11
3810528251	医療法人社団久和会	愛媛県新居浜市喜光地 町 1 - 13 - 29	短期入所 療養介護	医療法人社団久和 会立花外科病院	医療法人社団久和 会立花病院	愛媛県新居浜市喜光 地町一丁目13番29号	平成15年 12月 1 日
3860590078	社団法人新居浜市医師 会	愛媛県新居浜市庄内町 4 - 7 - 54	訪問看護	訪問看護ステーション医師会中央	訪問看護ステーション医師会	愛媛県新居浜市庄内 町4-7-54	平成15年 12月 1 日

○愛媛県告示第 186 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

△ 笄 /□ //◆	指定居宅サービス	開設者の主たる	サービス	指定居宅	サービス	、 事 業 所	届 出
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	の種類	 名 称		进 地	年 月 日
		7 I& E ///			変 更 前	変 更 後	
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子 2 - 4 - 23	訪問介護	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1 - 1 - 27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年 11月 1日
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子 2 - 4 - 23	福祉用具 貸与	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1-1-27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年 11月 1日
3857780013	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町 2 - 5 - 5	通所リハ ビリテー ション	老人保健施設れんげ 荘	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3857780013	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町 2 - 5 - 5	短期入所 療養介護	老人保健施設れんげ 荘	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3860190010	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町 2 - 5 - 5	訪問看護	れんげ荘老人訪問看 護ステーション	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870100850	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町 2 - 5 - 5	訪問介護	ヘルパーステーショ ンれんげ	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	訪問介護	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122 - 5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	福祉用具 貸与	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122 - 5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日
3860290364	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	訪問看護	済生会今治訪問看護 ステーション	愛媛県今治市喜田村7-1-6	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月 1 日
3870102443	特定非営利活動法人支援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60 番地 2	訪問介護	NPO支援センター えひめ	愛媛県松山市谷町 甲60番地 2	愛媛県松山市姫原 三丁目8番29UK ENA姫原I 3 F南	平成15年 12月 1 日
3870200155	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	訪問介護	済生会今治訪問介護 事業所さいせい	愛媛県今治市喜田 村 7 - 2 - 41	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月 1 日
3870200155	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	訪問入浴 介護	済生会今治訪問介護 事業所さいせい	愛媛県今治市喜田 村 7 - 2 - 41	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月 1 日

○愛媛県告示第 187 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅サービス 事業者の開設者の	開設者の主たる	サービスの種類	廃止に係る指	定居	宅サーし	ごス事	業所	届出年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	リーに入り作料	名	称	所	在	地	用 山 牛 月 口
	株式会社ケアメイツ・ ネットワーク	愛媛県松山市天山二丁 目5番5号	訪問介護	アトムケアサポー 部	- 卜砥	愛媛県伊尾田718		部町高	平成15年12月4日

○愛媛県告示第 188 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 1 月30日

△ 拼 /□ /☆	指定居宅介護支援	開設者の主たる	<u>ч</u> гу э	指定居宅	介 護 支 援	景 業 所	
介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又 は 氏 名	開設者の主たる 事務所の所在地 又 は 住 所	サービスの 種 類	名 称	所 右	王 地	届 出 年月日
子 术日田 5	名称又は氏名	又 は 住 所	07 1 <u>E</u> 75	T 10	変 更 前	変 更 後	1 / 3 11
3870800285	うま農業協同組合	愛媛県伊予三島市金子2-4-23	居宅介護 支援	JAうま居宅介護支 援センター	愛媛県伊予三島市 中央1-1-27	愛媛県川之江市妻 鳥町1525番地	平成15年
		2 - 4 - 23	又抜		中央 1 - 1 - 2/	与则 I323笛地	IIH I I
3870100314	社会福祉法人白寿会	愛媛県松山市天山町2	居宅介護 支援	松山市在宅介護支援 センターれんげ荘指 定居宅介護支援事業 所	愛媛県松山市東石 井町183	愛媛県松山市東石 井一丁目11番30号	平成15年 11月25日
3870101031	有限会社山起会ライフ サプライ	愛媛県松山市東石井三 丁目3番5号	居宅介護 支援	有限会社山起会ライ フサプライ	愛媛県松山市東石 井町122 - 5	愛媛県松山市東石 井三丁目3番5号	平成15年 11月25日

3870102443	特定非営利活動法人支 援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60 番地 2	居宅介護支援	NPO支援センター えひめ	愛媛県松山市谷町 甲60番地 2	愛媛県松山市姫原 三丁目8番29UK ENA姫原I 3 F南	平成15年 12月 1 日
3870200056	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	愛媛県松山市山西町99 7 - 1	居宅介護 支援	済生会今治指定居宅 介護支援事業所さい せい	愛媛県今治市喜田村7-1-6	愛媛県今治市北日 吉町1-7-43	平成15年 12月 1 日
3813610023	医療法人里久会	愛媛県喜多郡五十崎町 平岡135 - 1	居宅介護 支援	土居内科外科医院	愛媛県喜多郡五十 崎町平岡甲139 - 1	愛媛県喜多郡五十 崎町平岡甲135 - 1	平成15年 12月10日

○愛媛県告示第 189 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
フジグラン伊予	伊予市米湊字安広72 8番地 3	大規模小売店舗の名称	フジグラン伊予	フジ伊予店	平成16年 1月7日	平成16年 1月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 190 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び 松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出年月日
フジ伊予店	伊予市米湊字安広72 8番地 3	フジ店舗南西側別敷地駐車 場の自動車の出入口の位置 (1箇所)	敷地西側部分	敷地西側部分(東 側に移設)	平成16年 1月9日	平成16年 1月8日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 191 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年1月30日

- 111. - 1. 11 - - 111. - 111 - - 111. - 111 - - 111. -

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 北宇和郡津島町大字高田丁 626 の 5 、丁 627 の 9
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第 192 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 北宇和郡津島町岩松字保木ノ上乙 191 の 5
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 北宇和郡津島町岩松字保木ノ上乙 191 の 2
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅

○愛媛県告示第 193 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

南宇和郡城辺町僧都 878 の 8 から 878 の13まで、 879 の 10、 879 の11

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第 194 号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の 廃止(昭和63年10月愛媛県告示第1183号)の一部を次のよう に改正し、平成16年2月2日から施行する。

平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表上浦加入区の項を次のように改め、同表御島加入区の項を削る。

|大三島加入区 | 大三島漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第 195 号

土地収用法(昭和26年法律第 219号)第34条の3の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称 愛媛県
- 2 事業の種類

県道鳥井喜木津線改築工事(伊方越バイパス・愛媛県西宇和郡伊方町亀浦地内から同県同郡同町伊方越地内まで)及び町道付替工事・河川改修工事並びにこれらに伴う附帯工事

- 3 手続が開始される土地
- (1) 収用の手続が開始される土地 愛媛県西宇和郡伊方町伊方越地内
- (2) 使用の手続が開始される土地 愛媛県西宇和郡伊方町伊方越地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 愛媛県伊方町役場

○愛媛県告示第 196 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月30日

道路	の種類	路	線	名	<u>X</u>	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延	長	備	考
県	県 道 柳沢新谷停車場線		5+旦4白	大洲市喜多山字猿田乙64番 5 から		旧		·ル 3~2		キロメ- 0 36				
乐	道	1917/\\$	川台門	早场級	同市喜多山字下組乙44番5まで		新	8 .) ~ 3	2 .0	0.36	50		

○愛媛県告示第 197 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	柳沢錦	新谷停耳	車場線	大洲市喜多山							平成16年 1 月30日

○愛媛県告示第 198 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
15 NA		宇和島市遊子716番地先から	宇和島市遊子716番地先から				
県 道	蔣淵下波線	同市遊子835番地先まで		新	14 6~39 6	0 .149	

○愛媛県告示第 199 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年 1 月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局伊土検(開)第43号 平成16年1月19日	伊予郡松前町大字神崎字藪ノ鼻346番 3	松山市土居町1022番地 7 メゾンエクレールA-205号 西 原 知 子
15西局丹土(開)第21号 平成16年 1 月19日	東予市三津屋大字三津屋456番地 1 及び北条大字北条1636番 1	西条市神拝甲30番地の24 有限会社 みうら不動産 代表取締役 三 浦 勉
15松局建(開)第27号 平成16年1月20日	北条市小川字盛信甲34番4、甲34番27、甲34番34、甲34番35及び甲 34番36	今治市別宮町一丁目2番地3 キスケ株式会社 代表取締役 山 路 義 則
15三土 (開)第8号 平成16年1月21日	宇摩郡土居町大字野田乙122番1、乙123番1、乙123番2、乙124番、乙126番1、乙126番2、乙126番3、乙126番4、乙126番5、乙126番6、乙127番1、乙127番6、乙127番7、乙127番9及び乙127番10	宇摩郡土居町大字野田乙126番地 1 ペガサス運輸株式会社 代表取締役 矢 野 達 夫

正 誤

〇正 誤

平成15年10月17日付け第1501号愛媛県告示第1999号(瀬戸 内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要)中

ページ	箇	所	誤	正
1100	上から	14行目	西条市ひうち字東ひ うち18 - 25	西条市ひうち字東ひ うち18 - 24

 平成16年 1 月30日	変	 報	第1528号